

第5章

第7期大阪府障がい福祉計画

第3期大阪府障がい児福祉計画

数値目標及び見込量について

* 数値目標及び見込量等については、各市町村の障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に記載されていない場合があります。

1. 成果目標等

<第7期大阪府障がい福祉計画>

(1) 施設入所者の地域生活への移行

| 項目 | 数値 |
|------------------------|----------------|
| 令和4年度末の入所者数(A) | 4,635人 |
| 令和8年度末の入所者数(B) | 4,488人 |
| 【目標値】 施設入所者削減数(A-B) | 147人 (3.2%) |
| 【目標値】 地域生活移行者数 | 297人 (6.4%) |

国の基本指針においては、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することとするとともに、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本として成果目標を設定しています。

大阪府の目標値は、府内市町村のこれまでの実績等を踏まえ、令和4年度末時点から令和8年度末までに「地域移行者数6%以上」「施設入所者削減数1.7%以上」とすることを基本とし、各市町村が入所施設利用者のニーズ等を把握して設定した目標値を積み上げて設定します。

なお、地域移行者数及び施設入所者削減数に係る目標値やサービス見込量（施設入所支援、生活介護及び就労継続支援B型に限る。）については、18歳以上の障がい児施設入所者は除きます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数

| 項目 | 数値 |
|---|--------|
| 【目標値】 令和8年度末の精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 | 325.3日 |

国の基本指針においては、令和8年度末における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とし、成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を325.3日以上とすることを目標として設定します。

②精神病床における1年以上長期入院患者数

| 項目 | 数値 |
|-----------------------------|--------|
| 令和3年6月末の長期入院患者数(A) | 9,062人 |
| 【目標値】 令和8年6月末の長期入院患者数(B) | 8,180人 |
| 減少数(A-B) | 882人 |

国の基本指針においては、国が提示する推計式を用いて、令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を成果目標として設定することとされています。

大阪府としては、直近の入院患者の推移や長期入院患者の割合を踏まえ、令和8年6月末時点での1年以上長期入院患者の数を8,193人とすることを目標として設定します。

③精神病床における早期退院率

| 項目 | 数値 | 項目 | 数値 |
|-----------------------------|-------|----------------------------|-------|
| 【目標値】 令和8年度 入院後3ヶ月時点の退院率 | 68.9% | 【目標値】 令和8年度 入院後1年時点の退院率 | 91.0% |
| 【目標値】 令和8年度 入院後6ヶ月時点の退院率 | 84.5% | | |

国の基本指針においては、入院中の精神障がい者の退院に関する成果目標として、令和8年度における入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点の退院率を以下のように設定しています。

- ① 入院後3ヶ月時点の退院率 68.9%以上
- ② 入院後6ヶ月時点の退院率 84.5%以上
- ③ 入院後1年時点の退院率 91.0%以上

大阪府としては、国の基本指針の趣旨を踏まえた目標設定とし、令和8年度末までに①については68.9%以上、②については84.5%以上、③については91.0%以上とすることを目標として設定します。

(3) 地域生活支援の充実

| 項目 | 内容 | 項目 | 内容 |
|-------------------------|---|---------------------------------|--|
| 【目標】 地域生活支援拠点等の機能の充実 | 令和8年度末までに、各市町村において効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築、年1回以上運用状況を検証・検討 | 【目標】 強度行動障がい者有する障がい者の支援体制の充実 | 令和8年度末までに各市町村又は圏域において、強度行動障がい者の実状や求める支援サービス等に関する調査の実施、各圏域において、大阪府強度行動障がい地域連携モデルを参考とした取組を実施 |

国の基本指針においては、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本としています。大阪府においては、国の基本指針の趣旨を踏まえた目標設定とし、令和8年度末までの間、各市町村（複数市町村による共同整備も含む）において地域生活支援拠点の充実のため、コーディネーターの配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証・検討することを目標として設定します。

また、令和8年度末までに強度行動障がい者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めるため、以下のとおり成果目標を設定します。

- ・各市町村又は圏域において、強度行動障がい者の実状や求める支援サービス等に関する調査の実施
- ・各圏域において、大阪府強度行動障がい地域連携モデル（令和4年3月）を参考とした取組を実施

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数

| 項目 | 数値 | 項目 | 数値 |
|--|--------|--------------------------------------|------|
| 【目標値】 令和8年度中の就労移行支援等を通じた一般就労移行者数 | 2,994人 | 【目標値】 令和8年度中の就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数 | 558人 |
| 【目標値】 令和8年度中の就労移行支援等を通じた一般就労移行者数 | 2,034人 | 【目標値】 令和8年度中の就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数 | 361人 |
| 【目標値】 令和8年度 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合 | 6割以上 | | |

国の基本指針においては、令和8年度中の就労移行支援等（就労移行支援、就労継続支援A型・B型、生活介護、自立訓練）を通じた一般就労への移行者数について、令和3年度実績の1.28倍以上とすることなどを基本として、成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針を踏まえた目標設定とし、令和8年度中の就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数について令和3年度実績の1.31倍以上、就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数について令和元年度実績の1.29倍以上、就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数について令和3年度実績の1.28倍以上とすることを目標として設定します。

また、国の基本指針においては、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本としています。

大阪府としては、府の実情を踏まえ、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割以上とすることを目標として設定します。

②就労定着支援の利用者数

| 項目 | 数値 |
|-----------------------------|---|
| 【目標値】 令和8年度末の就労定着支援利用者数 | 1,747人 |
| 【目標値】 令和8年度の就労定着支援の就労定着率 | 就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合が2割5分以上 |

国の基本指針においては、令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とし、就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本として、成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針を踏まえた目標設定とし、令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とし、就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを目標として設定します。

③就労継続支援B型事業所における工賃の平均額

| 項目 | 数値 |
|--------------------------------------|---------|
| 【目標値】 令和8年度の就労継続支援B型事業所における工賃の平均額 | 16,500円 |

大阪府は全国と比べて工賃実績が低く、市町村によって水準に差が見られる状況にあります。また、国の基本指針においては、就労継続支援B型の利用者数及び見込量の設定にあたっては、工賃の平均額についての目標水準を設定することが望ましいとされています。

このため大阪府では、工賃の平均額について成果目標を設定することとし、就労継続支援B型事業所が設定した目標額を踏まえ、令和8年度における目標額を設定します。

(5) 相談支援体制の充実・機能強化等

| 項目 | 数値等 |
|---|---|
| 【目標値等】 基幹相談支援センターの設置 | 令和8年度末までに全市町村で設置するとともに、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制を確保する |
| 【目標】 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の確保 | 令和8年度末までに全ての市町村の協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組がなされ、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する |

国の基本指針においては、令和8年度末までに各市町村において基幹相談支援センターの設置(複数市町村による共同設置可)するとともに地域の相談支援の強化を図る体制を確保することを基本として成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに全市町村に基幹相談支援センターを設置し、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制を確保することを目標として設定します。

また、国の基本指針においては、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本としています。

大阪府としては、全ての市町村の協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組がなされ、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを目標として設定します。

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組みに係る体制の構築

| 項目 | 内容 |
|-------------------------|---|
| 【目標】 障がい福祉サービス等の質の向上 | 令和8年度末までに 集団指導の場で注意喚起 市町村との連携体制の構築 協議の場の設置 |

国の基本指針においては、令和8年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みを実施する体制を構築することを基本として成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに報酬請求に係るエラー修正等の事務を減らすことで、利用者への直接支援等の充実を図るとともに、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、以下のとおり成果目標を設定します。

- ・ 障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行います。
- ・ 「指定・指導業務に関する調整会議」を活用し、審査事務を担っている市町村と不正請求等の発見・防止策について検討します。
- ・ 指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施し、「指定・指導業務に関する調整会議」において、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議します。

<第3期大阪府障がい児福祉計画>

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

①児童発達支援センターの設置

| 項目 | 数値 | (参考) 整備予定箇所数 |
|-----------------------|----|--------------|
| 【目標値】 令和8年度末 市町村等数 | 43 | 63 |

国の基本指針においては、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本として、成果目標を設定しています（市町村単独での設置が困難な場合には圏域による共同設置も可）。

大阪府としては、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本として成果目標を設定します（市町村単独での設置が困難な場合には複数市町村が共同で利用体制を構築す

②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

| 項目 | 数値 |
|-----------------------|----|
| 【目標値】 令和8年度末 市町村等数 | 43 |

国の基本指針においては、令和8年度末までに全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本として成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針を踏まえた目標設定とし、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、令和8年度末までに全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めることとして成果目標を設定します。

(2) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

| 項目 |
|---|
| 【目標】 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保や新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築の推進 |

国の基本指針においては、令和8年度末までに難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本として成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針を踏まえた目標設定とし、福祉情報コミュニケーションセンターを中核支援拠点として、保健医療・福祉・教育等の関係機関との連携によりきこえない・きこえにくい子どもの相談支援など、難聴児に係る切れ目ない支援を推進することとします。

また、難聴児に関する関係機関の協議の場として大阪府障がい者施策推進協議会手話言語条例評価部会において、難聴児支援担当部局をはじめ、保健医療・福祉・教育等の関係機関が日常的な連携や情報交換を行うことや部会の他、難聴児支援担当部局の連携の場である「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」関連施策連携会議や、新生児聴覚検査関係機関連携会議などを活用し、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制を構築することを目標とします。

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

| 項目 | 数 値 | (参考) 整備予定箇所数 |
|--|-----|--------------|
| 【目標値】 令和8年度末 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保(市町村等数) | 43 | 157 |
| 【目標値】 令和8年度 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保(市町村等数) | 43 | 174 |

国の基本指針においては、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本として成果目標を設定しています(市町村単独での確保が困難な場合には圏域での確保も可)。

大阪府としては、国の基本指針に沿った目標設定とし、令和8年度末までに各市町村において主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が確保されることを基本として目標を設定します。

(4) 医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

①医療的ケア児支援センターの設置

| 項目 | 数 値 |
|------------------------------------|-----|
| 【目標値】 医療的ケア児支援センターの設置 | 1 |
| 【目標値】 医療的ケア児等コーディネーターの配置 | 1 |

国の基本指針においては、令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合的調整するコーディネーターを配置することを基本として成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針の趣旨を踏まえ、大阪府医療的ケア児支援センターを設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを1名以上配置し、医療的ケア児等の支援の総合調整を行うことを目標とします。(府の協議の場にも、市町村支援につながるよう、少なくとも1名を参画させる。)

②医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

| 項目 | 数値 | 項目 | 数値 |
|---|----|---|------------------|
| 【目標値】 令和8年度末 医療的ケアを要する重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場(大阪府) | 1 | 【目標値】 令和8年度末 医療的ケアを要する重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場(市町村) | 43 |
| 【目標値】 令和8年度末 医療的ケアを要する重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場(保健所圏域) | 18 | 【目標値】 令和8年度末 医療的ケア児等コーディネーターの配置(市町村) | 福祉関係1名 医療関係1名 |

国の基本指針においては、令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本として成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針を踏まえた目標設定とし、令和8年度末までに、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場を各市町村で設置し、医療的ケア児等コーディネーターについて、少なくとも福祉関係1名、医療関係1名を基本に、地域の実情に応じて市町村に配置することを基本として目標を設定します（府の協議の場にも少なくとも1名を配置）。

(5) 障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

| 項目 |
|---|
| 【目標】 障がい児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、移行調整に係る協議の場を設置する |

国の基本指針においては、令和8年度末までに、障がい児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように移行調整に係る協議の場をせっちすることを基本として成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針を踏まえた目標設定とし、令和8年度末までに、子ども家庭センターが移行調整に責任主体となり、当該児童が15歳に到達した時、遅延なく、市町村、障がい児入所施設等の関係者と連携し、移行調整を協議する「協議の場」を設け、円滑な移行調整を進めます。